

一九九二年（平成四年）ワ第二〇七五号、一九九三年（平成五年）ワ第二二二五号、
一九九四年（平成六年）ワ第二三〇八号、公式陳謝等請求事件

文書提出命令申立意見見書

原告 朴



外 一

被告 国

右当事者間の御庁頭書事件について、左記のとおり文書提出命令申立について意見を補充する。

一九九七年（平成九年）一月六日

右原告ら訴訟代理人
弁護士 小野誠之

同	堀	和	幸
同	山	本	晴
同	山	本	太
同	松	本	康
同	池	上	哲
同	池	上	朗
同	武	田	信
同	武	田	裕
同	金	京	富
同	中	田	政
同	中	田	義
同	新	谷	正
同	新	谷	敏

第一 原告の一九九七年五月八日付文書提出命令申立書による申立に対する被告の第一八回口頭弁論（一九九七年七月一七日）及び第一九回口頭弁論（一九九七年九月一日）における回答（口頭）について

一 「記録」について

乙一及び二号証として被告より任意に開示された。

従って、本件「記録」についての文書提出命令は取り下げる。

二 「浮島丸遭難者遺骨移送について」

乙三号証として被告より任意に開示された。

従って、本件「浮島丸遭難者遺骨移送について」についての文書提出命令は取り下げる。

三 「名簿」について

被告によれば、後記第二、二のとおり、朝鮮半島出身戦没者に係る遺骨遺留品の名簿とのことである。

原告が求めているのは、浮島丸事件関係者の名簿に限られ、甲A五九号証で提

出済みの「浮島丸死没者名簿」の原本に相当するものである。

従って、本件「名簿」についての文書提出命令は取り下げ、別途、浮島丸事件に係る名簿部分について開示を求める予定である。

四 「合意」内容を記録した文書について

厚生省援護局刊行「引揚げ援護三〇年の歩み」（一九七八年）の七八頁に言及されているにとどまるとの被告の説明を了承する。

従って、本件「合意」内容を記録した文書についての文書提出命令は取り下げる。

第二 原告の一九九七年九月一日付文書提出命令申立書による申立に対する被告の平成九年一〇月六日付意見書について

一 「遭難者名簿」について

被告によれば、浮島丸に係る遭難者の名簿とのことである。

なお、乙一号証「二、(4)」には「死没者名簿」と題された文書の存在が明記されている。

そこで、後記第三のとおり、釈明を求める。

二 「遺骨名簿」について

被告によれば、正確には「遺骨遺留品名簿」と題された名簿であり、朝鮮半島出身戦没者に係る遺骨遺留品の名簿とのことである。

従って、前記第一、三と同様の理由により、本件「遺骨名簿」についての文書提出命令は取り下げ、別途、浮島丸事件に係る名簿部分について開示を求める予定である。

三 なお、被告は、「遭難者名簿」や「遺骨名簿」が、三二一条一号「引用文書」に当たらない旨主張する。

なるほど、原告の主張に対する単なる認否と、被告の事実主張とは異なる。しかしながら、被告は、死亡した犠牲者の遺族である原告番号^五徐^六稿ら七名の原告との関係で、右各犠牲者の死亡の事実についての認否を留保している。

被告は、今後、右事実をすべて認める予定であろうか。もし、否認するものがあるとすれば、それは本件請求原因に対する被告の積極的事実主張に他ならないところ、被告はいかなる証拠によって否認されようと言うのであるか。本件「遭難者名簿」を引用しないで主張・立証されようと言うのであろうか。

今後の被告の主張においても、本件「遭難者名簿」の引用は不可避と思われる、

そうであるからこそ、被告は、「原告らの主張に対する認否において、原告の主張事実を認めるに際しての補足説明として」引用したものと思われる。

以上、本件「遭難者名簿」は、実質的には「証拠として提出すべき旨予告した文書」または「事実主張の中でその文書により事実関係を明白ならしめる目的で存在を主張した文書」として、「引用文書」に該当すると言うべきである。

四 また、被告は、「遭難者名簿」について、個人情報保護の観点から開示できない、また、部分開示するから全面開示の必要性もない旨主張する。

しかしながら、いずれについても理由がない。

1 拒否理由について

(一) 「当事者が引用したと認められる文書については、証言拒絶に関する民法の規定は類推適用されず、守秘義務のあるものでも提出義務は免れない」（名古屋高決一九七七年二月三日）。

従って、本件「遭難者名簿」が「引用文書」に該当する以上、被告は、その開示を拒み得ない。

(二) 仮に、以上と異なり、「証言拒絶をなしうるような特別の事由がない限り」提出義務を免れない（大阪高決一九八三年四月八日）との立場に立ち、特別

の事情があれば提出義務を免れるとしても、「その提出によって害される情報提供者の個人的利益の存在は、その記載事項との関連において具体的に主張されない限り、その提出を拒絶する合理的理由にはならない」（東京地決一九八一年二月一八日）と解されている。

本件では、「遭難者名簿」の記載事項との関連で、誰のいかなる権利・法益が具体的に侵害されるおそれがあるというのか、ここで保護しようとする「個人」とは犠牲者である死者なのかあるいはその遺族なのか、被告の主張は極めて抽象的かつ曖昧である。

原告らは、甲A五九号証として提出済みの「浮島丸死没者名簿」と「遭難者名簿」とがその重要部分において同一ではないかと考えており、とすれば、本件「遭難者名簿」は既にかつて実質的に公開された可能性が高く、本件訴訟においてあえて公開を拒む理由はないはずである。

さらに、飛行機事故などでは、乗客名簿が全面開示されるのが通例であり、このような取扱との対比からも、被告の主張は理解に苦しむ。

そもそも浮島丸事件は、わが国の敗戦直後における朝鮮人を出身に帰還させるといふ公的事業の中で生じたものであり、犠牲者またはその遺族の人

格権などを問題にすべき局面ではあるまい。

以上より、被告が本件「遭難者名簿」の全面開示を拒絶する事由は見当たらないと言ふべきである。

2 全面開示の必要性について

前記のとおり、被告は、死亡した犠牲者の遺族である原告番号₅₁徐₅₂稿₅₃ら七名の原告との関係で、右各犠牲者の死亡の事実についての認否を留保している。

もし否認されるのであれば、亡親族の名前の有無を確認するには、右「遭難者名簿」の全面開示による他なく、「該当する部分のみについて開示」することは原理的に不可能である。

なお、韓国では、今なお浮島丸事件犠牲者に関する情報の開示が根強く求められており、一九九六年（平成八年）八月、韓国KBSが浮島丸事件について特集番組を報道した際には、KBSに問い合わせが殺到したとのことである。

以上より、本件「遭難者名簿」の全面開示の必要性は高いと言ふべきである。

五 「浮島丸乗船者名簿」について

被告によれば存在しないとのことである。

そこで、後記第三のとおり、釈明を求めらる。

第三 求釈明

一 被告第一〇準備書面記載の「遭難者名簿」と、乙一号証「二、(4)」記載の「死没者名簿」とは同一か否か。

二 右「遭難者名簿」及び右「死没者名簿」と原告において甲A五九号証として提出済みの「浮島丸死没者名簿」とは同一か否か。

三 被告は、平成九年一〇月六日付意見書において、「遭難者名簿」については、個人情報保護の観点から開示できない旨主張する。

しかしながら、その主張には、前記第二、四のとおり、多々疑問がある。

そこで、被告に対し、「遭難者名簿」について全面開示を拒む理由、根拠について、詳細な法律論を展開するよう求める。

四 原告は、浮島丸死没者名簿の存在を前提に、その作成経緯について再三に渡り被告の釈明を求めてきた（一九九六年八月二十七日付原告ら第六準備書面等）。

そして、当然の前提として、「浮島丸乗船者名簿」ないしはこれに類する資料

が存在するものと理解し、その開示を求めてきた。

しかるに、かかる資料は存在しないとのことである。

とすれば、被告は、どのようにして犠牲者の数を特定するとともにその氏名を把握したであろうか、当然に疑問が生ずるところである。

本件では、犠牲者の数について、事件発生直後から争いがあるところであり、被告は、その把握する犠牲者の数及び氏名についての主張を根拠づけるためにも「遭難者名簿」「死没者名簿」を開示するとともに、その作成経緯についてできるかぎり詳細に釈明すべきである。

第四 なお、被告が以上の文書開示や求釈明に応じるか否かは、今後の原告の立証方針に大きく影響するものであることは言うまでもない。

そこで、裁判所の積極的な訴訟指揮を切望するものである。